

令和 6 年 1 0 月作成
茨城県災害時の透析医療に関する検討会議

茨城県内の災害時の透析医療機関における対応【第 3 版】

ー自然災害ー

＜ 被災直後の活動＞

1 透析医療機関

（１）患者等の安全確認

- ① 必要時、院内災害対策本部を立ち上げ、責任者及び指揮命令系統を確認する。
（平時から指揮命令系統、職員の連絡方法、参集方法、役割分担等を決めておく。）
- ② 自医療機関の被災状況の点検と同時に患者・職員の安全確認を行う。周辺の被害状況や自治体等からの災害情報を積極的に収集する。

（２）建物・設備等の点検

- ① 被災状況（特に電気、水、燃料等）等様々な情報を十分に収集し整理した上で、透析可否の判断を行う。

（３）被害情報の収集・伝達

- ① 被災状況を E M I S 及び日本透析医会災害時情報ネットワークに入力する。インターネットのみに頼らず、電話、携帯電話、防災無線、F A X 等、その時使用可能な通信手段を活用する。
- ② 電気、水道、ガス等のライフラインの供給停止あるいは著しい供給低下が発生した場合は、E M I S 及び日本透析医会災害時情報ネットワークに入力し、入力できない場合は保健所へ報告する。また、水の不足に関しては、市町村水道担当課に供給を依頼する。

（４）透析可否の判断

- ① 透析可能な場合には、出勤している職員で分担し、通院患者の安全確認及び透析日程の調整等迅速に連絡を行う（平時において、患者等と災害時の連絡方法を確認しておく）。
また、患者が集中する可能性を想定し、自医療機関の透析対応能力を検討しながら、受入れや紹介等の対応をする。

（５）透析が困難時の対応

- ① 透析が困難な場合は、地域の災害透析基幹病院に連絡し、支援を依頼する。

- ② 災害透析基幹病院も被災し連絡が取れない場合は、茨城透析医災害対策連絡協議会へ連絡する。
- ③ 患者に対し、受入れ可能な透析医療機関の紹介等必要な指示を行う。

＜ 支援透析患者の受け入れ ＞

（６）支援透析患者受け入れに向けた連絡調整

１）被災範囲による区分

① 少数（１～数か所）の施設が被災

（事前に連携を打診している）近隣施設への受け入れを促し、困難な際は基幹病院・保健所へ調整を依頼する。基幹病院・保健所は把握し得た情報を速やかに茨城透析医災害対策連絡協議会・県疾病対策課へ報告する。近隣施設間では患者情報等の共有等を事前協議しておくことが望ましい。

② 各保健所管轄区域規模の被災

基幹病院が保健所と情報収集、協議の上、茨城透析医災害対策連絡協議会・県疾病対策課へ調整を依頼する。

③ 全県的被災

基幹病院・保健所が中心となって管轄区域の被災情報を収集し、茨城透析医災害対策連絡協議会・県疾病対策課へ報告する。茨城透析医災害対策連絡協議会・県疾病対策課は日本透析医会・厚生労働省等を介し、他県への協力要請を含めた調整を依頼する。

２）連絡網の原則

- ① 日本透析医会災害時情報ネットワークへ速やかに被災・受け入れ情報を入力する。基幹病院とも可能な限り情報共有に努める。施設間では電話、ファックス、SNS等、多数の連絡手段を事前に確保し、運用の利便性を訓練などにより確認しておく。

３）患者受け入れの原則

- ① 通院施設（クリニック）は通院患者、入院施設（病院）は入院患者を優先的に受け入れる。

４）患者情報

- ① 透析条件等の患者情報（患者カード等）の常時携帯を患者へ促す。

（７）支援透析患者の受入体制の整備

１）事務担当者の設置

- ① 受入側の透析医療機関は事務担当者を設置し、職員の勤務体制を夜間対応も可

能な緊急時の勤務体制に切り替える。

- ② 受入側は食料・医療機器・医療材料などの備蓄状況（最低限 3 日分）を確認する担当を配置する。透析材料等については支援要請側と連携し確保を行う。
- ③ 受入側は透析ベッドや入院ベッドを施設内で連携して確保する。

2) 広報担当者の設置

- ① 受入側は受け入れる患者情報を収集する広報担当者を配置する。
- ② 支援を依頼した透析医療機関が作成した患者情報リストにより、要請側と受入側で患者情報及び医療スタッフの共有を行う。
- ③ 食料・医療機器・医療材料などが不足する場合は、その情報を日本透析医会災害時情報ネットワークに入力すると共に、管轄保健所に連絡する。
- ④ あらゆる通信手段を用いて、可能な限り被災医療機関、患者及び行政機関などと連絡が途絶しないようにする。

(8) 支援透析患者の受入れ

- ① 多数の患者を被災地から引き受けるため、自施設の透析患者の透析時間を短縮し、1 日あたりの透析クールを増やすなど透析計画を変更する場合もある。
- ② 患者情報リスト等を基に、緊急（当日）透析が必要な患者・入院が必要な患者を選定し、優先的に透析を行う。
- ③ 災害時透析患者カード等によって、禁忌薬・禁忌医療器材の有無を確認する。禁忌薬・禁忌医療材料がある場合には、その情報を他の医療者にわかりやすいように共有する。
- ④ 大災害の直後で医療資機材が通常通り調達できないときは、支援透析を受ける患者に対し、たとえ災害時透析患者カード等を携帯していても、通常の透析が提供できない可能性があることを説明し、理解を得るように努める。
- ⑤ 被災して支援透析を受けに来た患者は、疲労が著しく、落ち着いた状態でない可能性がある。患者の状態をよく勘案し、患者が所持する災害時透析患者カード等の記載内容にかかわらず、基本的な透析を安全に、かつ迅速に終了させて、一刻も早く帰宅あるいは避難所へ向かうことができるように努める。
- ⑥ ダイアライザは大きいもの（例えば 1.6 m²）と小さいもの（例えば 1.1 m²）、ヘパリンは多いものと少ないもの程度に分けておき、医師が患者の体格等を見てその場で振り分ける。
- ⑦ 透析実施中にも、被災施設等と可能な限り連絡を取り、情報を得るようにする。復旧の状況を伝達してもらいつつ、次回の透析をどうするか決定し、患者に指示を出すようにする。
- ⑧ 受入側の透析医療機関は、適宜支援状況について、県庁に設置された災害対策本部または茨城透析医災害対策連絡協議会に報告する。

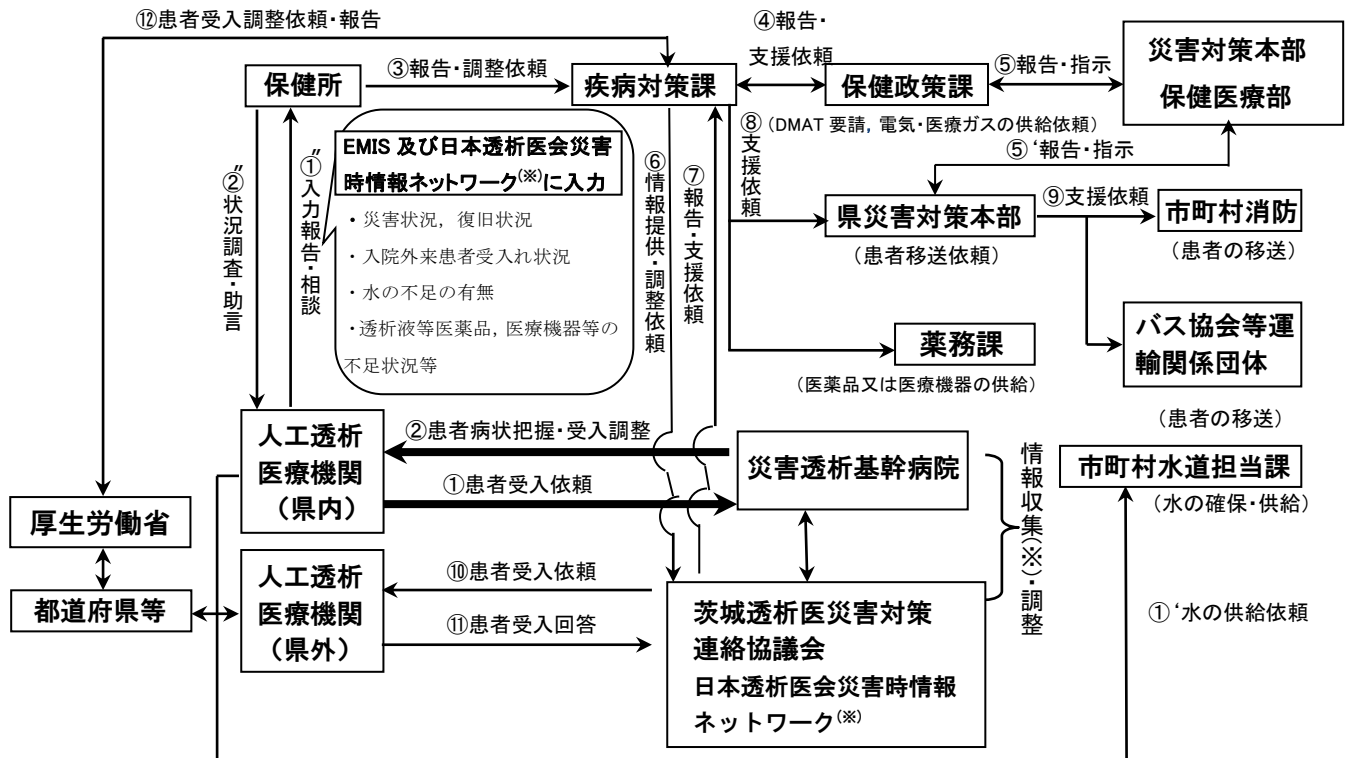
災害が拡大し、受け入れ可能な範囲を越えてしまい、より大規模な支援が必要となったときには、管轄地区の災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会に支援を要請する。

2 茨城透析医災害対策連絡協議会

(1) 被災状況の把握

- ① 日本透析医会災害時情報ネットワーク及び県内の災害透析基幹病院から、透析医療機関の被災状況について情報収集を行う。
- ② 県疾病対策課、厚生労働省健康局がん・疾病対策課、日本透析医会災害時情報ネットワーク、広域関東圏連携会議と密に情報交換を行い、他の医療機関への通院あるいは入院が必要な透析患者について、受入れ可能な医療機関の調整を行う。
- ③ 人的支援の必要な透析医療機関に対する調整等を行う。
- ④ 広域関東圏連携会議に参加している都県から受入れ依頼がある場合、災害透析基幹病院と協議し、受入れ可能な医療機関の調整を行う。

〈災害時の透析医療機関対応フロー〉



※ 日本透析医会災害時情報ネットワークとは、日本透析医会が運営。震度6弱以上の地震と、国または地方公共団体により災害救助法が適用されるような、広範囲にわたる構造物の損壊・焼失・浸水・流失、交通網の遮断などの被害が発生した場合に活動を開始。このネットワークにより、県内全ての透析医療機関は入力及び情報収集が可能。

< 平時の備え >

1 透析医療機関

(1) 災害対策委員会の設置

- ① 管理者を委員長とする災害対策委員会を設置し、災害時の責任者及び指揮命令系統、職員の連絡方法、診療体制等検討しておく。

(2) 災害対策マニュアルの作成

- ① 指揮命令系統の確立
- ② 患者、災害透析基幹病院、茨城透析医災害対策連絡協議会、行政機関（管轄保健所や市町村水道担当課等）との情報伝達手段の確立
- ③ 情報収集・提供方法（E M I S 及び日本透析医会災害時情報ネットワークへの入力準備や防災訓練時の入力参加等）
- ④ 患者搬送手段の確保
- ⑤ 防災観点からの建物・設備の見直し
- ⑥ 災害時の電気、水、燃料、医薬品・医療機器、食糧などの確保
- ⑦ 防災訓練、防災教育

(3) 緊急時の施設内連絡網の整備

通常の連絡手段が使えないことを想定し「連絡がつかない場合は病院に参集する」「災害用伝言サービスを利用する」など決めておく。

(4) 災害透析基幹病院との連携

災害時に透析が困難となった場合に備えて、管轄保健所区分の透析医療機関と患者の受入れ調整の流れなどについて取り決めておく。

(5) 災害時に備えた患者・家族への指導事項及び連絡体制の確保

- ① 基本的に自助努力が原則である
- ② 避難所等で透析患者であることを申し出る（透析患者カードの携帯など）
- ③ 災害時の透析医療機関への連絡方法、通院等移動方法の検討
- ④ 災害時、透析間隔があいてしまう場合の生活上の注意点など
- ⑤ 腹膜透析（CAPD）患者への対応：月1、2回の通院以外は自宅で行うため、患者の実状に応じて、通院時に患者指導をするほか、腹膜透析液などの物品を納品する業者と情報交換し、物品の供給に支障を来さない体制をつくる。
- ⑥ 透析医療機関における防災訓練、E M I S 及び日本透析医会災害時情報ネットワーク入力訓練の実施
- ⑦ 災害による水の供給不足を想定し、市町村水道担当課に災害時の給水対応の要請の可能性や所要見込量を相談しておく。

2 茨城透析医災害対策連絡協議会

- (1) 災害時の透析医療機関、災害透析基幹病院、行政機関との連絡方法の確認
- (2) 地域ブロックごとの透析医療機関に対する災害研修及び対策会議の実施
- (3) ホームページでの情報伝達
- (4) 広域関東圏連携会議に参加し、都県及び臨床工学技士会等と、透析患者の受入れ等における円滑な広域連携の推進を図る。

【平時のフロー】

